

皆さまこんにちは。年金審査課からのメッセージをお届けします。

年金審査課は平成27年4月に創設された課ですが、まだご存じない方もおられると思いますので、改めて課の業務を具体的にご説明いたします。

厚生年金保険や国民年金への加入期間や保険料の納付状況など国が管理している年金記録が間違っていると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。このため、年金記録が間違っていると思われる方は、年金記録の訂正請求をすることができます。請求を受けた厚生労働省（中国四国厚生局 年金審査課）は、関係法人や行政機関などに対する調査や資料収集を行い、弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家による審議結果に基づき、年金記録の訂正（不訂正）決定を行います。

まず**年金記録の訂正請求**について、**手続を含め**詳しくご説明いたします。

□訂正請求できる方

訂正請求は、年金に加入している方（過去に加入していた方を含む。）、ご本人が亡くなっている場合は、ご遺族の方（遺族年金の受給権者であるなど一定の条件があります。）が行うことができます。

□請求方法

次の書類を、お近くの年金事務所にお持ちいただくか、ご郵送ください。

1. 年金事務所にある書類（日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。）

①年金記録訂正請求書 ②同意書 ③請求の概要

2. 請求内容に関する状況が分かる資料

次のような書類が「請求内容に関する状況が分かる資料」のひとつとなります。

・年金手帳・国民年金手帳・厚生年金保険被保険者証・確定申告書・給与明細書・家計簿の写し・源泉徴収票・預貯金通帳・勤め先の辞令・厚生年金基金加入員証・雇用主や同僚の方の証言（書）・当時の履歴書・勤務実態を示す当時の写真など

□訂正請求の留意点

☆厚生労働省（地方厚生(支)局長）は、請求内容について、様々な関連資料（確定申告書、給与明細書、家計簿など）や周辺事情（訂正を求める期間が短期間であり、その期間を除いて全て納付済みになっていること、配偶者は納付済みであることなど）に基づき、総合的に判断します。

☆調査審議しても、年金への加入や保険料の納付（厚生年金保険は、事業主による保険料控除）などについて、記録訂正につながる資料や周辺事情が乏しい場合には、記録訂正が認められない場合があります。

☆当時の状況について、関連資料を集め、できる限り思い出していただくとともに、証言等できる方を教えていただくなど、的確な判断のためにご協力をお願いします。

続いて**請求後の流れ**をご説明いたします。

◆年金事務所で訂正請求を受け付けると、まずは「年金事務所で直ちに記録訂正できるもの」に該当するか記録の確認調査を行います。

◆「年金事務所で直ちに記録訂正できるもの」は、年金事務所で速やかに記録を訂正します。年金を受給されている場合は、訂正後の記録に基づく年金の額に変更します。

- ◆「年金事務所で直ちに記録訂正できるもの」以外のものは、訂正請求書が地方厚生(支)局に送られます。
- ◆地方厚生(支)局に送られた訂正請求は、公平・公正な判断を行うため、弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家が、国民の皆さまの立場に立って審議します。
- ◆その後、専門家の審議結果に基づき、地方厚生(支)局長が訂正(不訂正)決定を行います。

年金審査課の業務を分かっていただけではないでしょうか。

訂正請求の期限はありません。年金記録が間違っていると思われる方は、過去のいつの記録であっても年金記録の訂正を請求することができます。年金記録が間違っていると思われる方は、お早めに年金事務所にご相談ください。

年金審査課は、これからも適正な年金記録訂正事務遂行のため、関連資料の収集や周辺事情の調査・照会や円滑な審議会運営を行っていきます。

年金記録の訂正手続の流れ

